

先生各位

## 検体検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

この度、2024年(令和6年)7月31日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0731第3号」により、下記の検査項目に検査実施料の新設および留意事項の一部変更が通知されましたので、ご案内いたします。

謹白

## 記

● 適用日 2024年(令和6年)8月1日から適用

● 新規保険収載

検査項目	保険点数
アスペルギルスIgG抗体	390点

● 保険収載内容 一部変更項目

検査項目	保険点数
(1→3) - $\beta$ -D-グルカン	195点

● 新規保険収載

検査項目	アスペルギルスIgG抗体
診療報酬 点数表区分	「D012」感染症免疫学的検査「42」
保険点数/判断料	390点(195点×2回分) / 免疫学的検査判断料(144点)
留意事項	(60) アスペルギルスIgG抗体は、ELISA法により、慢性進行性肺アスペルギルス症又はアレルギー性気管支肺アスペルギルス症が疑われる患者に対して測定した場合に、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「42」(1→3) - $\beta$ -D-グルカンの所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。 なお、本検査は、関連学会の定める指針に従って実施すること。

※受託未定

● 保険収載内容 一部変更 下線太字部分が変更されました。

検査項目	(1→3) - $\beta$ -D-グルカン
診療報酬 点数表区分	「D012」感染症免疫学的検査「42」
保険点数/判断料	195点 / 免疫学的検査判断料(144点)
留意事項	(38) 「42」の(1→3) - $\beta$ -D-グルカンは、発色合成基質法、比濁時間分析法又はELISA法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。 なお、本検査を「23」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「30」のアスペルギルス抗原、「32」のD-アラビニトール、「34」のクリプトコックス抗原半定量又は「35」のクリプトコックス抗原定性、 <u>アスペルギルスIgG抗体(ただし、慢性進行性肺アスペルギルス症と侵襲性肺アスペルギルス症の併存が疑われる患者に対して本検査を実施した場合を除く。)</u> と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

該当項目：(1→3) - $\beta$ -D-グルカン(項目コード：3326)